埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

- 第1条 埼玉県下水道局が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の 買入れ並びに調査、設計及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守ら なければならない事項は次の各号に掲げるものによるほか、この心得に定めるものとする。
 - (1) 埼玉県下水道局建設工事請負一般競争入札執行要綱
 - (2) 埼玉県下水道局建設工事請負一般競争入札(事後審査型) 執行要綱
 - (3) 埼玉県下水道局建設工事請負等指名競争入札執行要綱
 - (4) 埼玉県下水道局建設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱
 - (5) 埼玉県下水道局業務委託一般競争入札執行要綱
 - (6) 埼玉県下水道局業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱
 - (7) 埼玉県下水道局業務委託指名競争入札執行要綱
 - (8) 埼玉県公共工事等電子入札運用基準及び埼玉県物品調達等電子入札運用基準(以下「電子入 札運用基準」という。)
 - (9) 埼玉県下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領
 - (10) 埼玉県下水道局建設工事等最低制限価格制度実施要領
 - (11) 埼玉県下水道局設計委託低入札価格調査制度実施要領
 - (12) 埼玉県下水道局設計委託最低制限価格制度実施要領
 - (13) 埼玉県下水道局業務委託低入札価格調査制度実施要領
 - (14) 埼玉県下水道局業務委託最低制限価格制度実施要領
 - (15) 入札公告、指名通知及び入札説明書(以下「入札公告等」という。)
 - (16) その他別に定めるもの

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)、埼玉県流域下水道事業財務規程(平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。)その他関係法令及び埼玉県公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款(業務委託の場合は、埼玉県流域 下水道事業業務委託契約約款、埼玉県流域下水道事業土木設計業務等委託契約約款、埼玉県流域下 水道事業建築設計業務委託契約約款又は埼玉県下水道局委託契約書のほか、公告又は指名通知で 示された契約約款。以下「契約約款」という。)、図面及び仕様書(現場説明書及び現場説明又 は図面若しくは仕様書に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設 計図書」という。)、この心得、入札公告等の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなけれ ばならない。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。 以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)及び電子署名及び認証業務に関す る法律(平成12年法律第102号)その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、 独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札手続に際し埼玉県の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げ たり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。
- 6 一般競争入札の参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当

- する場合で、その関係のある者同士が同一入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、 他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの 関係にないこと。
- (1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(2)において同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(2)において同じ。)の関係にあ る場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ただし、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下 同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締 役
 - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員 (同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととさ れている社員を除く。)
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- (7) その他 (1) から (6) の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合
- 7 建設工事の競争入札において、対象工事に係る設計業務等の受託者(受注者が入札公告又は指名通知に明示した者)又は当該受託者と次の各号のいずれかに該当する者は、対象工事の入札に参加してはならない。なお、共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が次の各号のいずれかの関係にないこと。
- (1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(2)において同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(2)において同じ。)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ただし、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下 同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員 (同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととさ れている社員を除く。)
- エ 組合の理事
- オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- (7) その他(1)から(6)の各号と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(指名の取消等)

- 第4条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。
 - (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当する者となったと き。
 - (2) 死亡(法人においては解散)したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加の指名は、これを取り消す。
- 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、財務規程第182条において準用する財務規程第 168条の規定に該当するとき、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若し くは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。
- 4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。
 - (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
 - (2)業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
 - (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。
- 5 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (以下「入札参加停止要領」という。)に基づき入札参加停止の措置を受けた場合、及び埼玉県 下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)に基づき入札参 加除外等の措置を受けた場合は、その指名を取り消す。

(入札)

- 第5条 入札は、入札公告等で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システムにより 行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により書面により入札書を提出する入札(以下「紙入札」という。)とした場合にあっては、入札書(標準様式第1号~第4号)(再度入札によってもなお落札者がないときで、随意契約となった場合は、見積書(標準様式第5号~第8号))に必要事項を記載し、記名のうえ、提出するものとする。
- 3 前項の場合で、代理人をして入札させようとするときは、代理人にその委任状(標準様式第9号)を提出させなければならない。

- 4 入札参加者は、入札公告等により、入札金額見積内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。
- 5 入札金額見積内訳書に不備がある場合は、当該入札を無効とすることがある。

(入札の辞退)

- 第6条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子 入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。
- 2 入札の辞退は、電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。ただし、紙入札にあっては、 入札辞退届(標準様式第10号)を提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わない。

(契約書等の提出)

- 第7条 落札者は、落札者決定通知を受けたときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて提出するものとする。
 - (1) 免税事業者の場合は免税事業者届(標準様式第11号)なお、提出がない場合は課税事業者として扱うこととする。
 - (2) 当該入札が建設工事及び土木施設維持管理に係る指名競争入札である場合は、社会保険等の加入に関する届出書(標準様式12号)又は社会保険等の適用除外に関する届出書(標準様式13号)
- 2 落札者 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方) は、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第2 0条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定) から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知 (標準様式第19号) するものとする。
- 3 落札者は、締結する契約の内容を記載した書面(建設工事請負契約書(案)(業務委託の場合は、業務委託契約書(案)又は土木設計業務等委託契約書(案)若しくは建築設計業務委託契約書(案)。)以下「契約書(案)」という。)が到達した日から5日(その期間中に埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条第1項に規定する県の休日がある場合においては、当該休日を除く。)以内に、契約書(案)に記名押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出(電子契約の場合は、契約内容に同意し、押印に代わる電磁的処理を施した上、契約に必要な書類を提出)しなければならない。なお、建設工事の場合は、あわせて誓約書(標準様式第14号又は第15号)を提出しなければならない。
- 4 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
- 5 落札決定後、契約(第9条に規定する本契約を含む)締結前までに落札者が次の各号のいずれ かに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、県は損害賠償の責 めを一切負わないものとする。
 - (1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)。
 - (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
 - (3) 落札者が入札参加停止要領に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
 - (4) 落札者が暴力団排除要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けたとき。
 - (5) 予定価格 2 億円以上の工事にあっては、落札者が国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を 2 回以上受けたとき。
 - (6) 第1項各号に規定する書類の提出がないとき。
 - (7) その他、入札執行が公正、公平に行われていなかったと発注者が認めたとき。

(契約の確定)

第8条 契約は、下水道事業管理者又は下水道事業管理者から委任を受けた者と、落札者が契約書 (案)に記名押印(電子契約の場合は、双方の電子署名が完了)したときに確定する。 (苦情の申立て等)

- 第9条 一般競争入札において入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県下水 道局建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領、埼玉県下水道局建 設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱、埼玉県下水道局業務委託一般競争入 札執行要綱又は埼玉県下水道局業務委託一般競争入札(事後審査型)執行要綱に基づき、苦情の申 立て又は苦情の申出をすることができる。なお、苦情の申立て又は苦情の申出は、当該入札及び契 約手続きの執行を妨げないものとする。
- 2 入札参加者は、入札後、この心得、契約書(案)、設計図書及び現場等についての不明を理由 として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第10条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。
- 2 建設工事の入札参加者は、一般競争入札にあってはその入札に係る開札日の、指名競争入札にあってはその入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満のときはこの限りでない。

附則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この心得は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものに ついては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものに ついては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年6月30日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものに ついては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年9月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

1 この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この心得は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年1月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

1 この心得は、令和4年9月1日から施行する。

附則

- 1 この心得は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条(5)、(6)、(7)及び(13)の改正規定は、令和5年6月1日から公告し又は指名通知等を発したものについて試行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、 なお従前の例による。

附則

- 1 この心得は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに公告し又は指名通知等を発したものについては、なお従前の例による。

附則

1 この心得は、令和6年12月13日から施行する。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

くじ入力番号



埼玉県流域下水道事業財務規程及び埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人氏名連絡先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 電子入札システムにより行う入札で、やむを得ず書面により入札書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

くじ入力番号			
--------	--	--	--

埼玉県流域下水道事業財務規程及び埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

共同企業体

住所代表構成員名称・商号氏名

住 所 構 成 員 名称・商号

名称・商号 氏 名

住 所

構成員名称・商号氏名

上記代理人 氏 名

連絡先 (あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 電子入札システムにより行う入札で、やむを得ず書面により入札書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

- 1 名 称
- 2 金 額
- 3 入札保証金

くじ入力番号			
--------	--	--	--

埼玉県流域下水道事業財務規程及び埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、仕様書、場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人 氏 名 連 絡 先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 電子入札システムにより行う入札で、やむを得ず書面により入札書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

1名称2場所

3 金 額

4 入札保証金

くじ入力番号			
--------	--	--	--

埼玉県流域下水道事業財務規程及び埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、委託契約約款、仕様書、場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人 氏 名 連 絡 先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 電子入札システムにより行う入札で、やむを得ず書面により入札書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 金 額

くじ入力番号			
--------	--	--	--

埼玉県流域下水道事業財務規程に従い、埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、見積りします。

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人 氏 名 連 絡 先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てた金額)をもって見積価格とするので見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税 事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積 書に記載すること。
- 3 電子入札システムによる見積合わせで、やむを得ず書面により見積書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 金 額

くじ入力番号

埼玉県流域下水道事業財務規程に従い、埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、見積りします。

年 月 日

共同企業体

住所代表構成員名称・商号氏名

氏 名

住 所構成員 名称・商号

氏 名

住 所 構成員 名称・商号

氏 名

上記代理人 氏 名

連絡先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てた金額)をもって見積価格とするので見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税 事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積 書に記載すること。
- 3 電子入札システムによる見積合わせで、やむを得ず書面により見積書を提出するときは、 くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

1名称2金額

くじ入力番号

埼玉県流域下水道事業財務規程に従い、仕様書、場所等を熟知したので、見積りします。

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人氏名連絡先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てた金額)をもって見積価格とするので見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税 事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積 書に記載すること。
- 3 電子入札システムによる見積合わせで、やむを得ず書面により見積書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

1名称2場所

3 金 額

埼玉県流域下水道事業財務規程に従い、 したので、見積りします。

埼玉県流域下水道事業財務規程に従い、委託契約約款、設計図書、場所等を熟知

年 月 日

住 名称・商号 氏 名

上記代理人 氏 名 連 絡 先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切 り捨てた金額)をもって見積価格とするので見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税 事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積 書に記載すること。
- 3 電子入札システムによる見積合わせで、やむを得ず書面により見積書を提出するときは、くじ入力番号欄に任意の3桁の数字(000~999)を記載すること。

入札·見積委任状

私は、 を代理人と定め、下記の工事に関する入札(見積)の一切の権限 を委任します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

年 月 日

住 名称・商号 氏 名 条 名 条 先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

<確認済>県担当者記入

確認日: 相手方: 確認者:

入札辞退届

下記案件について [入札参加申請をしました・指名通知を受けました] が、都合により入札を辞退します。

記

- 1 工事名(業務名)
- 2 公告日(指名通知日) 年 月 日

年 月 日

住 名称・商号 代表者名 連絡先

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

免税事業者届出書

年 月 日

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

住 名称・商号 氏 名

下記の期間については、消費税法の免税事業者(同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者)となる予定であるのでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

※ 課税期間は法人の場合は事業年度(決算日の翌日から決算日までの期間)、個人の場合は暦年を 記入する。

社会保険等の加入に関する届出書

当社は下記工事の契約において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てに適法に加入している旨届出します。

記

- 1 工事名
- 2 指名通知日 年 月 日

(あて先) 課(所)長

年 月 日

住 所 商号又は名称 代 表 者

※ 本誓約書において社会保険等とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金 保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づ く雇用保険の3保険をいいます。

社会保険等の適用除外に関する届出書

当社は下記工事の契約において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又 は一部※1が下記のとおり法令で適用除外になっています。

※1 下線部分の記述は加入の状況に応じて記述を変更してください。

記

- 工事名 1
- 指名通知日 2 年 月 \exists
- 社会保険等の適用除外状況 3

保険名	加入·適用除外	下記保険の適用除外理由
健康保険		
厚生年金保険		
雇用保険		

(あて先) 課(所)長

> 年 月 日

商号又は名称 代 表 者

- ※ 本届出書において社会保険等とは健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法 (昭和29年法律第115号) に基づく厚生年金保険及び雇用保険法 (昭和49年法律第116号) に基づく雇 用保険の3保険をいいます。
- ※ 届出書提出者が各保険に「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認するときは、健康保険及び厚 生年金保険については日本年金機構(年金事務所)に、雇用保険については厚生労働省(公共職業安定所)に お問合せください。

誓 約 書

(あて先) 契約書記載の発注者

このたび受注した下記の工事につきましては、工事の施工全般にわたり、「建設産業における 生産システム合理化指針」を遵守し、不適切な内容による下請契約の締結や下請代金及び調達す る工事材料等の支払遅延などを行わず、良好な元請・下請関係のもとで当該工事を施工すること を誓約いたします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

年 月 日

住 所

名称・商号

代表者氏名

誓約書

(あて先) 契約書記載の発注者

このたび受注した下記の工事につきましては、工事の施工全般にわたり、「建設産業における 生産システム合理化指針」を遵守し、不適切な内容による下請契約の締結や下請代金及び調達す る工事材料等の支払遅延などを行わず、良好な元請・下請関係のもとで当該工事を施工すること を誓約いたします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表構成員 住 所

名称・商号

代表者氏名

構 成 員 住 所

名称・商号

代表者氏名

一般

(課税事業者用)

埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期年月日から年月日まで
- 4 請負代金額 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 部分払の請求回数 回以内
- 8 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。
 - [注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名 即

受 注 者 住 所

氏 名 印

一般

(免税事業者用)

埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期年月日から年月日まで
- 4 請負代金額 金
- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 部分払の請求回数 回以内
- 8 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) - 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) - 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

「注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

受 注 者 住 所

氏 名 印

印

「注」電子契約の場合は押印不要。

共同企業体

(課税事業者同士の共同企業体用)

埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約書

1 工事名

2 工事場所

3 工期年月日から年月日まで

4 請負代金額 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5 契約保証金

6 前 払 金 金

7 部分払の請求回数 回以内

8 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 ほか 社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者

ほか 社は、別紙

共同企業体協定書によ

り上記工事を共同連帯して請け負う。

発注者埼玉県は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者埼玉県が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者埼玉県に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者

代表構成員 住 所

氏 名

囙

共同企業体

構成員住所氏名

百 印

住 所 氏 名

印

(標準様式第17号の2)

共同企業体

(課税事業者と免税事業者との共同企業体用)

埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期年月日から年月日まで
- 4 請負代金額 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 部分払の請求回数

回以内

8 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 ほか 社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者

ほか 社は、別紙

共同企業体協定書によ

り上記工事を共同連帯して請け負う。

発注者埼玉県は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者埼玉県が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者埼玉県に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者 共同企業体

代表構成員 住 所

氏 名

印

構 成 員 住 所

氏 名 印

住 所 氏 名 印

共同企業体

(免税事業者同士の共同企業体用)

埼玉県流域下水道事業建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期年月日から年月日まで
- 4 請負代金額 金
- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 部分払の請求回数 回以内
- 8 その他特定条件

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 ほか 社は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

受注者

ほか 社は、別紙

共同企業体協定書によ

り上記工事を共同連帯して請け負う。

発注者埼玉県は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行う ものとし、埼玉県が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該 企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者埼玉県 に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければ ならない。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) -

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者 共同企業体

代表構成員 住 所

氏 名

印

構成員住所氏名

印

印

住 所 氏 名 [注] 電子契約の場合は押印不要。

業務委託

(課税事業者用)

円)

埼玉県流域下水道事業業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間年 月 日 から年 月 日 まで
- 4 委 託 金 額 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

5 契約保証金

6 前 払 金 金

7 その他特定条件

上記の委託業務について、発注者埼玉県と、受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれらを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。
 - [注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者 住 所

氏 名

钔

業務委託

(免税事業者用)

埼玉県流域下水道事業業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間年 月 日 から年 月 日 まで
- 4 委 託 金 額 金
- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 その他特定条件

上記の委託業務について、発注者埼玉県と、受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれらを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。
- [注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

囙

受 注 者 住 所

氏 名 印

土木設計業務委託

(課税業者用)

円)

埼玉県流域下水道事業土木設計業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間年 月 日 から年 月 日 まで
- 4 業務委託料 金

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 その他特定条件

上記の委託業務について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。
 - 「注」(A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者 住 所

氏 名 印

土木設計業務委託

(免税業者用)

埼玉県流域下水道事業土木設計業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間年 月 日 から年 月 日 まで
- 4 業務委託料 金
- 5 契約保証金
- 6 前 払 金 金
- 7 その他特定条件

上記の委託業務について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- (A)書面による契約の場合(電子契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
- (B)電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) 本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。
 - 「注] (A) は書面による契約の場合に、(B) は電子契約の場合に使用する。

年 月 日

発注者 住所

氏 名

印

受 注 者 住 所

氏 名

印

「注」電子契約の場合は押印不要。

(あて先)

埼玉県下水道事業管理者又は発注機関の長

所 在 地名 称代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負 代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:

□ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象*:(例)国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:(例)報道等のURLを記載又はファイルを別添

- *天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載
- □ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象*: (例) oo地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先:(例)報道等のURLを記載又はファイルを別添

*天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(標準様式第19号続き)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
 - 2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定) から契約締結までに提出するものとする。
 - 3.「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。 (一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
 - 4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
 - 5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約 の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

※提出するときは、赤字を消去すること。

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)の加入確認の提出書類

	名簿登載日後の社会保険 等加入状況の変更の有無	提出書類	確認事項	備考
1	なし	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 様式第11号又は様式第12号	・社会保険等への加入状況が加入又は適用除外で 未加入の保険がない。	・入札公告日時点で、全ての社会保険等に加入している場合は様式第11号を、一部の社会保険等に適用除外がある場合は様式 第12号を提出する。
2	加入していた保険が 適用除外になった。	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 様式第12号	・同上	
3	適用除外だった保険に加入する必要が生じ当該保険に加入した。	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 健康保険又は厚生年金保険に加入した場合は次の書類 (1)年金事務所で両保険に加入した場合 ・保険料納付の領収書の写し者しくはこれらに準じる書類の写し (2)健康保険を健康保険組合で加入した場合は次の書類 ・健康保険組合の保険料の領収書等の写し ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書等の写し (3)年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入した場合は次の書類 ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書の写し(領収書の健康保険料が0円になっていることを確認します。) 3 雇用保険に加入した場合は次の書類 (1)自社で申告納付している場合 ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び同申告分の領収済通知書又は領収書の写し若しくはこれらに準じる書類の写し (2)労働保険事務組合に委託している場合 ・労働保険事務組合に委託している場合 ・労働保険事務組合が発行する加入証明書の写し (3)電子申請した場合 ・機算・確定保険料申告書一式を紙に出力したもの ・電子申請の受付結果通知等を紙に出力したもの 4 様式第11号又は様式第12号 (注意)社会保険等へ加入したことを証する保険料納付の領収書等は最新の経営事項審査結果通知書の基準日以降のものに限る。	・同上	・入札公告日時点で、全ての社会保険等に加入している場合は様式第11号を、一部の社会保険等に適用除外がある場合は様式第12号を提出する。